

仲裁人報酬規則

施行 平成 七・七・二一

改正 平成一一・四・二一

平成一六・二・一七

平成二〇・二・二六

平成二二・七・八

平成二七・一一・一〇

平成二九・一・一〇

令和 三・三・九

(仲裁人等の報酬)

第一条 仲裁センターは、仲裁人及び仲裁人予定者に対して次の報酬を支払う。

- 一 期日報酬
- 二 成立報酬

2 前項の規定にかかわらず、オンラインシステムを利用した簡易和解手続規則(令和三年規則第十三号)第二条第一項の簡易和解手続においては、仲裁センターは、仲裁人予定者に対して手続報酬として金二万五、〇〇〇円を支払う。

3 仲裁法(平成十五年法律第百三十八号)第四十七条の規定にかかわらず、仲裁人及び仲裁人予定者は、この規則に定める報酬以外に報酬を受け取ることはできない。

(期日報酬)

第二条 仲裁人が仲裁期日、和解期日若しくは準備期日を行ったとき、又は仲裁人予定者が和解期日若しくは準備期日を行ったときには、仲裁センターは、仲裁人又は仲裁人予定者に対し、当該期日終了時に期日報酬として金一万円を支払う。

2 仲裁人又は仲裁人予定者が、前項の各期日に開催場所に待機したにもかかわらず手続が開始されるに至らなかった場合には、仲裁センターは、仲裁人又は仲裁人予定者に対し、期日報酬として金五、〇〇〇円を支払う。

(成立報酬)

第三条 仲裁人が仲裁判断を行ったとき、及び仲裁人並びに仲裁人予定者が和解を成立させたときには、仲裁センターは、仲裁人又は仲裁人予定者に対し、成立報酬として金一〇万円を支払う。

2 仲裁センター運営委員会は、事案に照らして前項の報酬額が不相当であると判断した場合には、報酬額を増額することができる。

(仲裁輔佐人の報酬)

第四条 仲裁センターは、仲裁輔佐人に対して次の報酬を支払う。

- 一 仲裁期日、和解期日又は準備期日に立ち会った場合には、期日報酬として金一万円
- 二 仲裁手続規則第八条第三項第二号から第四号に定める職務を行った場合には、事案に対するその職務の内容に照らし、一件につき金二万円から八万円の範囲で定められる額

2 前項第二号の報酬額は、仲裁人又は仲裁人予定者の意見を聞いて、仲裁センター運営委員会においてこれを決定する。

3 仲裁センター運営委員会は、仲裁輔佐人の職務が特別な専門知識を必要とする場合その他の理由により、第一項第二号に定める範囲内で仲裁輔佐人の報酬額を定めることが不相当であると判断した場合には、その範囲を超えて報酬額を増額することができる。

(実費)

第五条 仲裁又は和解の審理に要すべき仲裁人、仲裁人予定者及び仲裁輔佐人の交通費、日当その他の実費については、次の各号に定める基準に従って仲裁センターが当事者から徴収し、これを仲裁人、仲裁人予定者及び仲裁輔佐人に支払う。

一 日当 次のイ及びロに掲げる仲裁又は和解の審理に要した時間に移動時間として本会が認める時間を加算した時間(以下「日当対象時間」という。)の区分に応じ、それぞれイ及びロに定める範囲内の金額

イ 二時間を超え四時間まで 三万円以上五万円以下

ロ 四時間を超える場合 五万円以上一〇万円以下

二 交通費その他の実費 実費相当額(出張のための交通機関については最高運賃の等級を利用した場合の金額)

2 仲裁センター運営委員会は、日当対象時間が六時間を超える場合、複数の事件の期日を同日に開催する場合その他前項第一号イ及びロに定める範囲内で日当の金額を定めることが不相当であると判断した場合には、日当の金額を増額することができる。この場合においては、当事者に対し事前に意見を述べる機会を与えるものとする。

(消費税)

第六条 この規則で定める報酬及び日当の金額は、消費税法(昭和六十三年法律第八号)に基づき仲裁センターの業務に対して課せられる消費税の額を含まない。

附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認があった日(平成七年七月二一日)から施行する。

附 則

第三条第二項及び第四条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日(平成十一年五月一日)から施行する。

附 則

第一条第二項(新設)及び第五条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

第四条第一項第二号及び第六条(新設)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日(平成二十年三月十三日)から施行する。

附 則

第三条第一項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日(平成二十二年八月十九日)から施行する。

附 則

1 第五条第一項第一号及び第二項(新設)の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日(平成二十七年十一月十九日)から施行する。

2 改正後の第五条第一項第一号及び第二項の規定は、施行日以降の仲裁等申立てから適用し、同日前に受理した仲裁等申立てについては、なお従前の例による。

附 則

第四条第一項第二号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日(平成二十九年一月十九日)から施行する。

附 則

第一条第二項及び第三項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行し、令和三年四月一日から適用する。